玉東町簡易水道メーター器設置位置協議に伴う確約書

　水道メーター器については、本来、官民境界付近に設置することが原則ですが、

諸事情により給水装置工事設計書のとおり水道メーター設置位置の要望を致し

ます。

なお、官民境界から水道メーター器までの水道引込管における維持管理や漏水

修理につきましては、施主の責任において行います。

年　　　月　　　日

玉東町簡易水道事業

玉東町長様

|  |  |
| --- | --- |
| 施工箇所 | 住所 |
|  |  |
| 施主 | 住所 |
|  | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　印 |